

■生活福祉資金のお借り入れの流れ

必要日数(目安)	内 容	必 要 書 類 等
<p>相談内容により変わります。</p> <p>5～10日</p> <p>10日～30日 ※内容により1ヶ月～2ヶ月</p> <p>7日～14日</p> <p>7日～14日</p>	①借入相談	特に必要ありませんが、相談内容によって世帯状況や借入れが必要な状況が分かる資料をご準備いただくと助かります。
	②借入申込準備	} 別添資料参照
	③申込書提出	
	④貸付審査・決定通知	
	⑤借用書提出	<ul style="list-style-type: none"> ・実印 (全債務者及び法定代理人 ※未成年者は認印) ・印鑑登録証明書 各1通 (全債務者及び法定代理人 ※未成年者以外) ・貸付金受取口座通帳 ※借受人名義の口座 ・償還金振替口座通帳、銀行印 ※債務関係者名義の口座
	※債務者への確認	※市町社協窓口で署名・捺印されなかった債務者へ県社協より電話確認を行います。
⑥送金(契約)	※制度上、初回送金日が契約日になります。	

※必要日数はあくまでも目安です。状況により、より日数を要する場合があります。

※印鑑証明書は、初回送金予定日(契約日)から3ヵ月以内に発行されたものをご準備ください。